

令和4年度 市民後見人養成講座（基礎研修）募集要項（海老名市）

1 趣旨

地域における支え合いの観点から、権利擁護としての「成年後見」の担い手である市民後見人を養成する一環として、海老名市市民後見人養成講座を開講します。

なお、本講座は、新型コロナウイルス感染症等の拡大防止の観点から、原則として動画配信による受講（一部は集合研修を予定）となります。

2 実施団体等

主催 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会（神奈川県委託事業）

共催 海老名市

3 応募資格

次のすべてに該当し、市民後見人として活動することを目指す方

- ① 基礎研修の受講申込の時点で、海老名市に住民登録があり、今後も、引き続き海老名市に居住して活動をする予定の方
- ② 令和5年3月31日現在の年齢が、満25歳以上満70歳以下の方
- ③ 基礎研修の全日程の受講が可能な方
- ④ 民法第847条に定める、以下の後見人の欠格事由に該当していないこと
 - ア 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
 - イ 破産者
 - ウ 行方の知れない者
- ⑤ 後見人等として受任することが可能な専門職（弁護士等）の有資格者ではないこと。今後も所属する予定がないこと。
- ⑥ 後見人等として受任可能な団体に所属して後見活動をしていないこと。
- ⑦ 親族以外の後見人等、任意後見人及び任意後見契約受任者になっていないこと。

4 応募にあたっての注意事項

- ① 市民後見人養成講座は、今回の「基礎研修」に引き続き、海老名市が実施する「実践研修」等が予定されています。「実践研修」等の受講に当たっては、講義内容の習熟度等を確認するための試験を行い、所定の申込書類と合わせて実践研修へ進むことができる方を選考いたします。
- ② 「基礎研修」・「実践研修」等、両方の研修受講により養成講座の修了となります。
- ③ 養成講座を受講することによって、成年後見人等になることを保証したり資格を得るものではありません。成年後見人等は、個別の案件に応じて、家庭裁判所から選任されます。
- ④ 成年後見人等の活動は、通常、平日の日中が基本となるため、今後も平日に常勤のお仕事等をされる見込の方は、本養成講座の趣旨をご理解の上、応募をご検討ください。
- ⑤ 応募に当たっては、オンデマンド配信による「市民後見人養成講座（基礎研修）説明動画」を必ずご視聴ください。なお、インターネット環境がない方は、指定の日時及び会場で視聴いただくことができます。

5 養成人数 10名程度（実践研修に進むことができる人数）

6 受講料 無料（会場までの交通費は自己負担）

7 研修の概要

	12月	1月	2月	3月	4月	5月以降
時期	12/1(木)~1/6(金)	1/16(月)~2/10(金)	2/15(水) 必着 3/1(水)海老名市	3/中旬		
研修の流れ	説明動画視聴申込 (12/1~1/6)	基礎研修		選考 (審査会)	実践研修 *海老名市(6月~)	
	説明動画視聴・配信 (12/1~1/6)	基礎Ⅰ (入門編) 【動画配信 (全13講)】	基礎Ⅱ 集合研修(※)			
	基礎Ⅰ申込 (12/1~1/6)	基礎Ⅱ申込 (2/1~2/15)	※新型コロナウイルス感染症等の拡大状況によりオンライン研修となる場合がある。			

「基礎Ⅰ」第13講で「基礎Ⅱ」に進むための申込書類について説明があります。

8 応募方法

最初に「説明動画」をご視聴いただきます。

次の応募フォームからお申込みください。 <https://forms.gle/Nr5EDmryoQyHCVWFA>

※なお、応募フォームが利用できない方は、メールで

「氏名」「ふりがな」「郵便番号」「住所」「電話番号（日中連絡がとれる番号）」「メールアドレス」の6点を記載し、

kouken@knsyk.jp へてに送信してください。

(本会よりメール返信いたします。受信できるアドレスでご連絡ください。)

※インターネット環境のない方は、基礎研修の事務局に電話にてお問い合わせください。(045-534-6045)



9 基礎研修の評価と実践研修への流れについて

①基礎研修は実践研修と一体のプログラムです。基礎研修に引き続き、海老名市において実践研修の開講が予定されています。

②実践研修に進むことができる方の選考については、以下のA~Cの観点により総合的に評価します。

A 全研修（動画視聴・集合研修）の受講

B 市民後見人に求められる知識や技術を修得しようとする姿勢

C 最終日に実施する試験

※基礎研修で修得することが期待されている知識が備わっているか、将来後見活動に従事するにあたっての一定の応用力があるかなどを確認するためのものです。

10 実践研修について

①実践研修は、実際の後見活動を想定した内容となるため、原則として平日の日中に開講される予定です。

②実践研修（実務実習を含む）の受講にあたっては、実費相当額（交通費、昼食代等）を負担いただくことがございます。

市民後見人養成講座（基礎研修）事務局

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 地域福祉部権利擁護推進課（かながわ成年後見推進センター）

〒221-0825 横浜市神奈川区反町3-17-2 神奈川県社会福祉センター

電話 045-534-6045（平日9時から17時まで）

ファクシミリ 045-314-3472

電子メール kouken@knsyk.jp

市民後見人養成講座（実践研修）実施予定事務局

社会福祉法人海老名市社会福祉協議会 えびな成年後見・総合相談センター

〒243-0492 海老名市勝瀬175番地の1 海老名市役所西棟

電話 046-200-9833（平日9時から17時まで）

ファクシミリ 046-235-0191

電子メール center@ebina-shakyo.or.jp